

(議案第5号)

千葉県ダンススポーツ連盟千葉南支部規約の一部改正について (案)

千葉県ダンススポーツ連盟千葉南支部規約の一部を次のように改正する。

改正案

(名称)

第2条 支部の名称は、千葉県ダンススポーツ連盟千葉南支部 (略称千葉南支部) という。

(事務所の所在地)

第3条 支部の事務所は、千葉縣市原市草刈735-1番地 中島立夫宅内に置くものとする。

現規約

(名称)

第2条 支部の名称は、千葉県ダンススポーツ連盟千葉南支部 (略称県南支部) という。

(事務所の所在地)

第3条 支部の事務所は、千葉県長生郡長柄町小榎本715番地 渡辺商事株式会社茂原営業所内に置くものとする。

附 則

この規約は令和3年6月1日から施行する。